

# 資源管理・漁業経営安定対策の検討 漁業を中心として

著者	小野 小野, 征一郎
雑誌名	東京海洋大学研究報告
巻	11
ページ	20-32
発行年	2015-02-28
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1342/00000506/">http://id.nii.ac.jp/1342/00000506/</a>

# 資源管理・漁業経営安定対策の検討 —漁業を中心として—

小野 征一郎\*

(Accepted October 20, 2014)

## A Study of the Resource Engagement / Fishery Business Management Stability Measures

Seiichiro ONO \*

**Abstract:** This study describes the current situation of mutual aid system fishery operation. This system intends to compensate damages caused by extraordinary event or unexpected accident, and to serve circumvent blockage in fishery reproduction and to stabilize fishery management, pursuant to Act on Compensation of Fishery Disaster (No.158 of 1964).

**Key words:** Act on Compensation of Fishery Disaster, mutual aid system for fishery operation, mutual aid per fishery yield, fishery business management stability measures, resource engagement

### 第1章 はじめに—問題提起—

2012年3月第3回水産基本計画が決定された。折からの「東日本大震災からの復興」が、「水産に関する施策についての基本的な方針」の1に置かれたのは当然として、2の「資源管理やつくり育てる漁業による水産資源のフル活用」の後段には、「資源管理・漁業所得補償対策によって、漁業経営における収入と費用を安定させることにより、各漁業者が体質強化に取り組むための足場を固めることが重要である。」と記述する。第1次産業のなかでもとりわけ自然環境変動のリスクが高い漁業に対して、経営安定により「足場を固める」ことが提起されたのである。政権交代により誕生した民主党は、「コンクリートから人へ」の政策スローガンに基づき、水産政策の画期的転換を、山積する課題が総花的に並ぶなかで実現する。

それは当初、自民政権下2008年、「漁業経営安定対策事業」として漁港＝ハード予算の振替により52億円の少額でスタート—「旧制度」とする—したが、当時においては消極的・限定的評価が支配的であった。漁港整備を軸とする公共事業中心の水産財政の組み替え、すなわち水産政策の転換は至難と見なされていたのである<sup>1)</sup>。しかし大方の予想に反し、2011年の水産予算編成において、かつてなかった、非公共＝ソフト予算が金額的に公共预算を凌駕し、画期的政策転換を遂げる。その原動力が資源管理・漁業所得補償対策であるが、金額規模のみならず政策内容と

しても、2008年当初の選別的5要件<sup>2)</sup>から現行の2要件のみにとどめ—「新制度」とする—画期的である。自民政権が復活した2012年以降においても、それは名称をかえて「資源管理・漁業経営安定対策」—以下、漁業経営安定対策と略記する—として継承され政策的基調となった。ソフト予算の優位も変わらない。漁業経営安定対策の検討が本論のテーマであるが、水産基本計画においては2022年度を目途に、「経営として漁業を行う者の太宗（我が国漁業生産額のおおむね9割に相当）」が漁業所得補償対策に加入することを目標としている。

農業において価格政策にかわる所得政策＝品目横断的経営安定政策は「農政の大転換」と指摘されたが、もともと価格政策が無きに等しかった水産政策の転換は、漁港予算をふりかえることにより1年遅れながら実現した。所得と生産費の差額を一定程度補償する個別所得補償対策が、2010年度から米作農家に導入されたが、2011年度からの漁業においては農業とは異なり、既存の漁業共済制度を活用し漁業経営の安定を図るとともに、燃油対策などを通じて総合的な漁業所得補償を進めることとなった。資源管理に積極的な漁業者を対象として、漁業共済制度を活用し経営安定をはかることを企図したのである。

漁業経営安定対策は、公共投資—漁港—による間接的効果にかわり、WTO体制下の補助金抑制にに応じて、漁協などを通ずる間接的事業費補助ではなく、漁業者＝漁家・企業の個別経営体に対する直接支払を選択した<sup>3)</sup>。新制度

\* Professor emeritus of Tokyo University of Fisheries (Current Tokyo University of Marine Science and Technology) / Norinchukin Research Institute Co.,Ltd., Co-op Bldg.9th floor,1-1-12,Uchikanda, Chiyoda-ku,Tokyo 101-0047 Japan (東京水産大学(現東京海洋大学)名誉教授/農林中金総合研究所客員研究員)

の初年度である2011年度の「事業費は総額で年間518億円にも上り、水産庁始まって以来の大型事業であるといっても過言ではない。」<sup>(4)</sup>。それは戦後の水産政策ならびに水産財政の画期的大転換であるが、漁業共済事業を経由する「複雑さ」の故か、前述したスタート時の「旧制度」に対する所説を除き、研究上空白のままである<sup>(5)</sup>。

一般に経済政策は財政を通じて機能するが、漁業経営安定対策も水産財政の転換により実現した。2010年代の水産政策は従来の技術政策偏重から産業政策、経済政策に転換をとげ<sup>(6)</sup>、それ自体重要な研究テーマであるが、ここでは以上の指摘にとどめ、最近年＝2014（平成26）年度水産関係予算の概算決定額を、2013年度補正予算額（カッコ内）とあわせ説明することから取りかかろう（単位百万円）。

非公共＝109,390（42,496）、公共＝84,528（13,063）、合計＝193,918（55,529）の水産予算のうち、非公共の5主要事業を金額順に掲げる。①資源管理・漁業経営安定対策39,010（22,869）、②外国漁船の操業対策等14,162（16,722）、③資源調査・資源管理等5,291（0）、④漁村の活性化・多面的機能発揮対策4,785（150）、⑤強い水産業づくり交付金4,500（0）。③⑤は補正予算に計上されていない。非公共が公共を上廻り、非公共予算額のなかで①の漁業経営安定対策が他を圧することが理解できよう。

水産予算の全般的検討には立ち回らないが、①は14年度当初予算の、ア．漁業収入安定対策事業〔拡充〕25,222、イ．資源管理体制推進事業410、ウ．資源管理指針等推進事業47、エ．漁業共済の加入漁業者に対する助成8,832、オ．漁業経営セーフティーネット構築事業〔拡充〕4,500に加えて、漁業コスト構造改革緊急対策事業として13年度補正予算22,869が、カ．省燃油活動推進事業8,014、キ．省エネ機器等導入推進事業2,835、ク．漁業構造改革総合対策事業2,520、ケ．漁業経営セーフティーネット構築事業9,500として計上された。もともと、漁船漁業・担い手確保対策において「もうかる漁業」・「がんばる漁業」として推進されたク．漁業構造改革総合対策事業が予算費目においてにしろ、漁業経営安定対策の一環に組みこまれたことが目をひく。クは代船建造を軸とし、それとして考察されなければならない漁業経営政策の核心的テーマであるが、今後の課題にしたい。

さて漁業経営安定対策は資源管理・収入安定対策とコスト対策からなる。このうち前者は、漁業共済制度―1階―の加入者に対し、資源管理への取組を要件として漁業収入安定対策＝積立ぶらす―2階―を実施し（上掲ア～エ）、それとあわせて後者は漁業経営セーフティーネット構築事業として、原油・配合飼料の価格高騰に対し価格補填を行う（同オ）。〔拡充〕は2013年7月から急遽実施した「漁業用燃油緊急特別対策」をさす。また補正予算は前述したカ・キ・ク・ケであるが、ケは燃油・飼料価格の急騰時に補填金を交付する基金の、拠出金積み増しその内容である。

積立ぶらすは周知のごとく、基準収入―後述する―から

一定以上の減収が生じた場合、漁業共済による原則8割までに加えて、原則9割まで減収を補填する。漁業共済は通常の損害保険、つまり掛け捨てであるが、積立ぶらすは漁業者1・国3の比率で積立金をつみ、減収補填分を除いた漁業者積立金は自ら運用できる。

上述の予算に即して述べれば、アは積立ぶらすにおける国の負担する積立金および、漁業共済の掛金の一部補助にあてる。また〔拡充〕とは、ハマチ・カンパチ養殖業に対して強度漁場改善タイプとして、養殖数量を平均10%削減する場合に、基準収入の上限95%まで減収を補填する仕組みを新設した。資源管理計画の、イは履行確認等に当たる都道府県資源管理協議会の運営に、ウは推進のための漁業者協議会の開催に、必要経費を支援・助成する。漁業共済の加入者が高率の掛金補助に恵まれていることを後述するが、エがそれである。アが積立ぶらすの、イ・ウが資源管理計画の、エが漁業共済の支援である。

相当大がかりな政策内容であることがうかがわれようが、コスト対策<sup>(7)</sup>は今後待つことにし、本論は漁業経営安定対策の基軸である漁業共済および積立ぶらすに、金額規模が最大である漁業分野を中心に以下のように接近する。予め構成・内容を示しておく。

積立ぶらすは1964年7月制定の漁業災害補償法に基づき、漁業共済制度を基盤に制度設計されている。同法第1条は、「中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補てんするため、その協同組織を基盤とする漁業共済団体と政府とが……中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とする」と定める。農水省の管轄下、漁業共済制度は協同組織を通じて漁業再生産の阻害を防止し、漁業経営の安定に貢献する。農漁業に限らず各種の協同組合が農業協同組合法・消費生活協同組合法・中小企業等協同組合法などに依拠して、所管官庁の認可を受け実質上の保険事業を営む。それを「共済」というのは、保険業法により株式会社・相互会社以外の企業形態では、すなわち協同組合経営では保険の名称が使えないからである。

さて第2章は漁業共済制度全般に予備的考察を加えた。本論は制度の中核をしめる漁獲共済および漁業の積立ぶらすを中心としているが、それ以外の共済事業・積立ぶらすをあわせ概観する。漁獲共済は第3章において保険経済の複雑な内容に即して検討し、漁業共済に大きな影響を及ぼした、2011年の東日本大震災にも論及する。以下、漁業種類別の相互比較に重点をおき、時期的には漁業経営安定対策が画期的転換をとげた、起点である2011年度に焦点をあて、最近年の2013年度までを検討対象とする<sup>(8)</sup>。

漁獲共済を前提とする積立ぶらすを第4章で究明する。内容説明ののち、漁業者が漁業共済制度をいかに受けとめているか、意向調査を紹介・検討する。加入要件である資源管理計画では、漁獲共済参加者の漁獲量全体に対するカバー率が約8割にもものぼる。漁業共済・積立ぶらすを軸と

する漁業経営安定対策が、資源管理・漁業経営にいかにか寄与しているかが論点である。

漁業生産に漁業経営安定対策がいかなる影響を及ぼし、どう機能しているかを究明するのは容易ではない。本論ではそれに第4章の検討を踏まえ、漁業生産額との比較を通じて、すなわち漁獲共済の加入率によって接近する。加入率の相違が大きいトン数階層別分析を業種別比較に加え検討を進める。加入率は漁獲共済が漁業生産にどこまで浸透しているかを示す指標であると考えられる。資源管理との接合が漁業経営安定対策の農業と異なる特徴・相違点であるが、「資源管理・漁業経営安定対策」がまさに経営政策たりうることを締めくくりとして提起し、本論の結語としたい。

## 第2章 漁業共済制度

漁業共済制度は1957年10月から64年9月までの前史をもち、それ以後50年に及ぶ足跡があるが<sup>(9)</sup>、国の関与する本共済事業として、漁獲共済・養殖共済・特定養殖共

済・漁業施設共済の4種類、共済団体が独自に行う地域共済事業として、休漁補償共済・養殖魚網いけす物損特約共済の2種類が、現在実施されている。漁業施設共済を除く前3者が積立ぶらすと連動し、内水面漁業・養殖業以外の、捕鯨業を除く海面漁業、および大部分の海面養殖業が対象である。漁業経営安定対策が依拠する漁業共済事業の現状を概観しておこう。

漁獲共済は次章以降で詳述するが、養殖共済は魚類養殖業を中心として真珠養殖業を含み、特定養殖共済は藻類養殖業および、ホタテ貝養殖業等の大部分の貝類養殖業からなる。カキ養殖業は地域により、両者のどちらかに属する。養殖共済は台風・低気圧などの自然災害、赤潮、病虫害等により養殖生産物に損害が発生した場合に補償する、物損保険方式である。損害保険・火災保険と変わらない。一方特定養殖共済は、品質低下による不作、凶作、価格安、海況異変などによる生産金額の減収分を補償する、収穫高保険方式である。漁獲共済も同様であり、両者は通常の損害保険とは異なる<sup>(10)</sup>。

表1 漁業共済および積立ぶらすの加入実績

A. 共済金額	2011		2012		2013		1件あたり金額 (千円)			指 数		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	2011	2012	2013	件数	金額	1件あたり金額
漁獲共済	14,048	261,728	14,408	273,599	14,326	277,171	18,631	18,989	19,347	102.0	105.9	103.8
養殖共済	5,554	121,512	5,432	131,823	5,287	132,935	21,878	24,268	25,144	95.2	109.4	114.9
特定養殖共済	5,314	76,420	6,005	77,866	6,496	78,704	14,381	12,967	12,116	122.2	103.0	84.2
漁業施設共済	22,219	10,111	36,319	12,759	35,093	14,706	455	351	419	157.9	145.4	92.1
合計	47,135	469,772	62,164	496,048	61,202	503,516	9,967	7,980	8,227	129.8	107.2	82.5
地域共済	1,021	6,907	991	6,513	1,015	7,923	6,765	6,572	7,806	99.4	114.7	115.4
総計	48,156	476,679	63,155	502,560	62,217	511,439	9,899	7,958	8,220	129.2	107.3	83.0
B. 積立ぶらす	2011		2012		2013		1件あたり金額 (千円)			指 数		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	2011	2012	2013	件数	金額	1件あたり金額
漁獲	10,976	9,097	11,812	9,717	12,158	10,097	829	823	830	110.8	111.0	100.2
養殖	1,234	1,778	1,843	2,997	1,787	2,659	1,441	1,626	1,488	144.8	149.6	103.3
特定養殖	6,497	2,509	6,893	2,663	7,041	2,723	386	386	387	108.4	108.5	101.1
合計	18,707	13,384	20,553	15,378	20,986	15,479	715	748	738	112.2	115.7	103.1

注1) 年度(表2以下も同じ)

2) A・Bの金額:単位:100万円、Bの金額:漁業者積立額

3) 指数:2011=100とする2013の指数

表1に漁業共済と積立ぶらすの概要を示した。以下とくに断らない場合は全国漁業共済組合連合会の、すべて年度のデータに基づく。共済金額とは損害保険の保険金額に該当するが、漁獲・養殖・特定養殖の3共済の共済金額が着実に伸び、小規模の漁業施設共済・地域共済がそれ以上に伸長し、金額総計では2011～13の3年間にほぼ1割上昇した。しかし件数では養殖共済・地域共済ではむしろ減少し、漁獲共済もほぼ横ばい、「件数」の検討が必要である。3共済のなかで漁獲共済が共済金額の過半を制し、2013年において金額=56.7%、件数=54.8%のシェアをもつ。積立ぶらすでは、3共済の共済金額よりも積立額の伸びが大きく、とくに養殖が際立つ。ここでも漁獲共済が2013年積立額の65.1%、件数の39.2%をしめる。

漁業共済全般を1件あたり金額に注意しながら大観する

と、まず3共済のなかでは養殖共済の金額規模が2,000万円をこえ最大、漁獲共済が2,000万円弱である。2013年の特定養殖共済の1件あたり金額は養殖共済の1/2以下である。これは後者の中心であるハマチ・カンパチでは企業経営が、前者の中心であるノリでは家族経営が基軸をしめ、経営内容・規模格差が反映していると思われる。積立ぶらすでは格差がいつそう拡大し、およそ、養殖=150万円、漁獲=80万円、特定養殖=40万円とバラつく。

漁業施設共済は定置網・まき網の漁具ならびに、浮流し式・はえ縄式・くい打ち式およびいかだ・網いけすの養殖施設を対象とし、物損保険方式である。これらは資産価値を認められる施設として共済対象となるが<sup>(11)</sup>、2013年において定置網が378件・6,072百万円、まき網が19件・120百万円、養殖施設が34,696件・8,513百万円、の内訳

### 第3章 漁獲共済

である。定置網・まき網の件数が統数におおむね対応するが、養殖施設は台数（魚類、貝類）、柵（ノリ）等が件数の単位なので多数にのぼる。共済組合別には北海道3,563百万円（サケ定置・ホタテ）、宮城2,714百万円（養殖施設）、岩手2,548百万円（養殖施設）が共済金額のBig3である。

地域共済は水産庁の許可をえて（漁業災害補償法196条の14・2：47条の準用）、共済団体が物損保険方式により独自に実施する。漁獲共済（採貝・採藻を除く）および養殖共済の加入者を対象とし、前者は①休漁補償、後者は②養殖魚網いけす物損特約共済である。2013年の共済金額が①＝6,139百万円、②＝1,783百万円、概して共済組合による偏りが大きい。①では宮崎（近海カツオ・マグロ）＝833百万円、鳥取（イカ釣）＝569百万円、兵庫＝552百万円がBig3、北海道＝201百万円の少なさが目をひく。②では、大分（全国合同共済組合<sup>(12)</sup>）・宮崎・鹿児島のみである。

漁業共済を国の直接的関与のない地域共済を含めて概観したが、新制度の2011年から、漁業共済が着実に拡大していること、漁業経営安定対策の基軸である3共済および積立ふらす＝資源管理・収入安定対策を見ると、後者の伸びが著しいことが確認できよう。以下では共済金額・積立ふらすの両面において過半を制する漁業分野を対象をしぼり、コスト対策を除き漁業経営安定対策を検討しよう。

表2に2011年・13年の漁獲共済の主要内容を掲げた。引受件数・共済限度額・共済金額の合計の増加率は、各々1.9%・2.6%・5.9%と推移し、漁業種類別には、件数の船曳網と共済金額のサンマ棒受網が30%以上の増加率を示し目をひく。10トン未満の漁船漁業経営の、複数業種を一括して対象とする小型合併漁業のほかは、漁船漁業では漁業単位、すなわち漁労体ごとに契約する。兼営する他業種には適用されない。定置網は網ごとの契約である。漁獲共済は収穫高＝金額の減少を補償するが、共済限度額とは損害保険でいえば保険価額、すなわち物損となる家屋等の評価額に相当し次のように算出する。

共済開始日の2ヶ月以前から1年間毎の過去5年間の漁獲金額から、最高額・最低額を除いた中庸3年の平均額（5中3平均）が基準漁獲金額、言い換えれば基準収入である。それに漁業種類ごとに定めた限度額率<sup>(13)</sup>を乗じ、共済限度額を算出する。限度額率は70%の刺網から90%の底曳網、カツオ・マグロまで相当の開きがあり、1号漁業＝採貝・採藻は75または80%である（表3）。保険金額にあたる共済金額は共済限度額を上限（100%）として漁業者が選択し、共済金額／共済限度額が契約割合である。あるいは共済金額は、共済限度額に選択した契約割合を乗じて算出するとも見なせよう。

表2 漁獲共済（単位・百万円）

漁種名	① 引受件数	② 共済限度額	③ 共済金額	契約割合 (%)	④ 純掛金	純掛金率 (%)	⑤ 国庫補助	国庫補助 比率 (%)	指 数	⑥ 支払件数	⑦ 支払 共済金	収支差	事故 発生率 (%)	支払共済 金比率 (%)
採貝・採藻業	183	13,216	10,993	83.2	700	6.37	550	78.5	116	72	569	-419	39.30	5.17
	213	14,571	12,306	84.5	694	5.64	544	78.4	111	89	592	-442	41.70	4.81
漁船 漁業	9,142	65,588	47,222	72.0	2,254	4.77	1,700	75.4	98.6	4,240	2,963	-2,409	46.30	6.27
	9,016	63,698	45,767	71.9	2,252	4.92	1,700	75.5	96.9	4,062	2,385	-1,833	45.00	5.21
	192	76,934	31,078	40.4	1,209	3.89	699	57.8	97.3	59	737	-227	30.70	2.37
	187	79,264	34,899	44.0	1,168	3.35	699	59.8	112	50	437	32	26.70	1.25
	139	12,770	7,742	60.6	385	4.97	240	62.4	105	6	14	131	4.30	0.18
	147	15,615	10,567	67.7	679	6.42	405	59.7	138	39	178	95	26.50	1.68
	857	81,398	51,423	63.2	1,575	3.06	1,110	70.5	97.8	380	1,529	-1,064	44.30	2.97
	839	84,379	56,833	67.4	1,695	2.98	1,187	70.0	110	289	828	-319	34.40	1.45
	423	18,297	11,574	63.3	616	5.33	441	71.5	133	112	730	-554	25.40	6.30
	563	20,809	13,280	63.8	805	6.06	573	71.1	114	175	775	-542	31.00	5.83
	272	10,817	4,782	44.2	201	4.20	134	66.6	109	60	49	18	22.00	1.02
	297	12,023	5,383	44.8	225	4.18	149	66.3	112	126	242	-166	43.40	4.49
	313	43,198	13,208	30.6	369	2.79	235	63.8	105	102	199	-65	32.50	1.50
	330	44,321	13,969	31.5	357	2.56	233	65.2	105	99	298	-174	30.00	2.13
725	18,526	12,127	65.5	506	4.17	360	71.2	118	198	352	-206	27.30	2.90	
857	18,352	12,638	68.9	523	4.14	371	70.9	104	311	437	-285	36.20	3.45	
計	12,063	327,530	179,155	54.7	7,115	3.97	4,918	69.1	101	5,157	6,577	-4,377	42.70	3.66
	12,236	338,461	193,335	57.1	7,704	3.99	5,317	69.0	107	5,151	5,579	-3,192	42.00	2.88
定置 漁業	571	47,564	39,701	83.5	1,902	4.79	1,189	62.5	104	164	1,880	-1,166	28.70	4.70
	595	47,298	39,811	84.2	1,886	4.74	1,176	62.4	100	135	585	124	22.60	1.46
	351	30,566	23,994	78.5	1,147	4.78	716	62.4	98.2	73	552	-121	20.70	2.30
	345	29,109	23,005	79.0	1,073	4.67	673	62.7	95.8	69	525	-125	20.00	2.39
	880	10,016	7,885	78.7	478	6.06	351	73.5	106	299	348	-221	33.90	4.41
	937	11,020	8,715	79.1	529	6.07	389	73.6	110	346	350	-210	36.90	4.01
計	1,802	88,146	71,581	81.2	3,527	4.93	2,256	64.0	104	536	2,775	-1,508	29.70	3.88
	1,877	87,428	71,530	81.8	3,488	4.88	2,239	64.2	99.9	550	1,460	-211	29.30	2.04
合 計	14,048	428,892	261,728	61.0	11,342	4.33	7,724	68.1	101	5,765	9,921	-6,303	41.00	3.79
	14,326	440,460	277,171	62.9	11,887	4.29	8,100	68.1	105	5,790	7,631	-3,845	40.40	2.75

注1) 上段→2011年度末、下段→2013年度末

2) 契約割合：③／②

3) 純掛金率：④／③

4) 国庫補助比率：⑤／④

5) 指数：上→①の2011年度＝100とする2013年度の指数

下→③の2011年度＝100とする2013年度の指数

6) 事故発生率：⑥／①

7) 支払共済金比率：⑦／③

8) 収支差：④－⑤－⑦

表3 漁業種類別限度額率

限度額率 (%)	2 号 漁 業	1 号 漁 業
70	一般刺し網	
75	サケ・マス延縄、ブリ飼付、小型定置、大型定置	ワカメ・コンブ、テングサ
80	サケ・マス流網、スケトウダラ刺網、シイラ漬け、 スケトウダラ延縄、サバ釣り、一般釣り・延縄、船曳網、 その他の漁業	アワビ
85	一般まき網、イカ釣り、一般敷網、その他の小型合併 漁業	
90	底曳網、ブリ・アマダイ延縄、カツオ・マグロ、 サンマ棒受網、底曳網を主とする小型合併漁業	

注1) その他の小型合併漁業：底曳網を主とする小型合併漁業を除いた、3タイプの小型合併漁業（第5章参照）  
出所：全国漁業共済組合連合会『『ぎょさい制度』の手引き概要』p.6

表3の多数の漁業種類から主要業種を抜き出し表2を作成したが、以下それを中心に検討する。共済限度額・共済金額においては、漁船漁業のうち底曳網・小型合併がトップを争い、まき網が続く、カツオ・マグロ、船曳網はやや少ない。指数＝増加率トップのサンマ棒受網および、イカ釣りの共済金額はともに1号漁業に及ばない。漁船漁業・定置漁業を2号漁業とするが、定置の地位が高く、なかでもサケ定置はNo.3の位置にある。契約割合は業種による開きが大きい。トップの採貝・採藻、続く定置漁業がいずれも8割程度、小型合併も7割をこえる。沿岸漁業では基準収入の大部分を共済の対象としていることが判明する。沿岸から沖合上層に広範囲に展開する底曳網、沿岸を主とし沖合部門中下層に至る船曳網、サンマ棒受網が各6割台、遠洋部門の代表であるカツオ・マグロを筆頭に、沿岸から沖合・遠洋にいたるまき網・イカ釣りは3～4割、契約割合には有意差がある。業種差ともにトン数階層による差異が大きく、第5章で再述する。

共済掛金は支払共済金に充当する純共済掛金一表2の純掛金一と、共済団体の管理経費を支弁する付加共済掛金からなる。純・付加共済掛金＝共済金額×純・付加掛金率により算出するが、純掛金率は、漁業種類・漁船規模・区域・後述する填補方式等により国が詳細に定め、さらに割増・割引が加わる。付加掛金率は臨海県の共済組合が各々定める<sup>(14)</sup>。

表2によれば、純掛金率はほとんど唯一2%台である最低のカツオ・マグロから、5.6%台で最高的小型定置と採貝・採藻の間に分布し、底曳網、まき網が3%台、他は4%台である。漁船規模最大のカツオ・マグロが最低、最小規模の採貝・採藻が最高クラスとなる。

ここには漁獲変動と事故発生率がリンクし、両者の高低と純掛金率は逆相関にたつと考えられるが、立ちいった検討が必要である。純掛金には契約割合が30%（20トン未満漁船、小型定置では40%）以上であれば、漁業災害補

償法に基づき国庫補助がつく。それは加入方式により異なり、加入区一漁協の区域と考えてよい—の当該漁業者の2/3以上が、共済加入に同意した義務加入においては純掛金に対する補助率が手厚い<sup>(15)</sup>。1号漁業＝65%、10トン未満・小型定置＝60%、10～20トン＝50%、20～50トン＝45%、大型定置＝40%、50～100トン＝35%となる。漁船規模が大きくなるにつれて補助率が下がり、100トン以上では0である<sup>(16)</sup>。

国庫補助の比率はまき網の60%弱から採貝・採藻の80%弱に至る。以下、比率高位から小型合併→小型定置→船曳網→底曳網の順に並ぶ。おおむね純掛金率の高い沿岸もしくは沖合下層の補助比率が高く、沿岸業種では純掛金の7割以上に及び、沿岸漁船漁業を中心に漁家経営が優遇されている。100トン以上の主力であるカツオ・マグロ、サンマ棒受網、まき網（後掲表6）および大型定置の比率は比較的低いが、それでも60%前後に達し、総体として70%弱の国庫補助を受ける。さらに要件を満たせば、漁業経営安定対策により、純掛金から上述の国庫補助等を除いた自己負担分の半額相当が追加補助される。

漁獲共済の保険収入が以上の通りとすれば、保険支払＝支払共済金を検討しよう。漁獲金額が共済限度額に達しなかったとき損害が生じ、両者の差である減収額が補償の対象となる。支払共済金＝減収額×填補率×契約割合を基本として算出するが、填補率とは損害＝事故により水揚げがなかった場合の箱代・氷代等の変動費を、不要経費として控除する係数である。1号漁業＝70%、2号漁業＝80%と定める。

減収額のうちどこまでを補償するかが填補方式であり、減収分を全額補償する「全事故比例填補方式」、共済限度額に約定割合（30%・20%・10%）を乗じた額を補償の上限とする「約定限度内填補方式」等多くの方式がある<sup>(17)</sup>。

ここでやや横道にそれるが、2011年3月11日発生した東日本大震災に対する共済金の支払状況（2013年7月末）

を地域共済を含め、全国漁業共済組合連合会「東日本大震災に対する漁業制度の対応」(2013.8.28)により紹介・説明しておこう。

合計支払件数・34,754件、金額16,930百万円(以下、百万円を省略)のうち、岩手・宮城・福島を示すと33,050件・12,998となる。共済種類別の内訳は(カッコ内は事業別の2011年度支払共済金総額および東日本大震災による支払額の比率=%)、漁獲共済2,429(9,921・24.4)、養殖共済3,348(5,953・56.2)、特定養殖共済4,759(7,761・61.3)、漁業施設共済5,400(5,600・96.4)、地域共済473(638・74.1)となる。積立ぶらすの対象である3共済の合計支払額=20,636のうち、東日本大震災分は10,537、実に51.0%をしめる。また中身をよく見ると、漁獲共済にくらべ、養殖共済・特定養殖共済をあわせた支払額小計が3倍をこえるが、これは震災当日の3月11日において、漁業の主力であるサケ大型定置が漁期を終えていたのに対し、養殖業では、漁場でなお養殖中であり、これから販売に取りかかる生産物が多かったからである。

漁業施設共済においても、養殖施設が9割をこえる。県別には岩手=22,289件・8,664、宮城=10,90件・3,204、福島=471件・1,150、東日本大震災による支払共済金総額169億円中3県が130億円をしめる。金額が大きく詳細の判明する岩手・宮城に立ちいると、岩手の共済別には、漁獲=318(漁船漁業22・定置245・1号漁業51)、特定養殖=3,960(ワカメ・2,549、コンブ・1,023)、施設共済=4,340、休漁補償共済=26、同様に宮城は漁獲=32(漁船漁業17・1号漁業14)、養殖=1,627(ギンザケ)、特定養殖共済=457(ノリ・170、ホタテ・106、ワカメ・95)、漁業施設共済=1,059、休漁補償共済=302である。こでも養殖共済・特定養殖共済の支払額が圧倒的であり、漁獲共済は少額にとどまる。

以上、2011年の支払共済金においては、東日本大震災に起因する支払は養殖業に偏り、とりわけ震災中心県の岩手・宮城では漁獲共済の比重がいっそう小さいことが判明する。わずかに岩手県の定置漁業が目をはく程度である。

最後に東日本大震災において明らかになった課題について述べる。第1は何といっても、津波等の大規模自然災害の補償をどう制度設計するかという問題である。巨大災害が「協同の理念」に基づく共済制度の枠組をこえることは明白であり、共済組合―漁業連―国との共済機構において、とりわけ国との関係をどう構築するかに帰着しよう。以上が大テーマとすれば、とくに岩手・宮城において育成中のカキ・ホタテガイ等の補償の問題が小テーマとして表面化した。養殖期間が2年以上で1年目の未成貝は、共済責任期間に含まれないので特定養殖共済による補償対象にならない。しかし津波により流失し大きな損害が発生した。未成貝の補償は、共済団体独自の地域共済事業の対象とする方向が考えられている。

再び表2にたち戻り支払共済金比率を観察すると、1%台の13年・イカ釣りから、5・6%台の船曳網および小型

合併まで幅が広い。両者の中間に大別して、1・2%台のまき網、カツオ・マグロ、底曳網、大型定置と、4・5%台の小型定置、採貝・採藻が位置する。イカ釣りとサケ定置は低位と高位に年次が分かれる。

件数による事故発生率は、例外的に低い11年・サンマ棒受網から、20%そこそこの大型定置を起点に、20%台が11年・イカ、12年・サケ定置、13年・サンマ、30%前後のまき網、船曳網、カツオ・マグロ、小型定置と並ぶ。45%以上の小型合併が最高、底曳網、採貝・採藻がやや低位にある。支払共済金比率と対照させれば、金額・件数の両面から判断して、減収に見舞われる比率は沿岸業種のほうが高いと思われる。

最後に漁獲共済の保険収支を検討しよう。漁業者の自己負担額(純掛金―国庫補助)と支払共済金を比較すると、サンマ棒受網と11年のイカ釣りを除き、すべて後者が前者を上廻る。収支差がプラスの場合も少額であり、11年の小型合併では支払共済金が純掛金を3割以上凌駕する。保険経営においては、給付・反対給付均等の原則と収支相等の原則が2大原則とされ、実際には制度全体としての収支均衡を達成する後者が最大の原則とされる<sup>18)</sup>。漁獲共済が漁業者に、とりわけ沿岸漁船漁家に裨益するところが大きく、原則からは甚だしく逸脱することは明白である。しかしこれは逆に、漁業共済制度が非営利の政策保険=経済政策保険として機能していることを物語っている。

## 第4章 積立ぶらす

### 1) 内容および漁業者の意向調査

漁獲共済への加入と資源管理への取組が積立ぶらすの加入要件であるが、前者は実質加入として契約割合を、採貝・採藻(1号漁業)、20トン未満船、小型定置が40%以上、20～100トン船、大型定置、サケ定置が30%以上、100トン以上船が20%以上と定められている。後者の資源管理は2)で述べ、まず積立ぶらすの概要を説明したのち、漁業者が積立ぶらすを含む漁業共済制度をどう受けとめているか、意向調査を検討しよう。

漁獲共済―1階―は最高において、漁獲金額の減収額が共済限度額に達するまで補填するが、積立ぶらす―2階―はそれに上乗せして、基準金額(5中3平均収入額)と共済限度額の開差の中間値までを払戻判定金額として補填する。前述したように共済限度額は基準金額に限度額率を乗じるので、それが80%であれば、中間値は基準金額の90%となる。これが通常の説明であるが、表3を参照すれば、例えば限度額率が90%の底曳網、カツオ・マグロなどは、中間値=基準金額の95%までを積立ぶらすにより補填できる。漁獲共済が漁業再生産の経費部分にまで及ぶ重度の減収を対象とし、一方積立ぶらすは再生産を確保したうえで、資源管理に伴い生じうる軽度の減収に備えたと整理されている。

漁獲共済が多くの国庫補助に恵まれているとはいえ、共

済掛金を収支の基礎とするのに対し、積立ぶらすのファンドは漁業者1対国3の比率で積み立て、漁業者の積立金は払戻しを控除した残余をそのまま繰越すことができる。また取崩して他に運用することも可能である。掛金＝保険料として掛け捨ての漁獲共済とは基本的に異なる。漁業者は、開差の中間値＝払戻判定金額と共済限度額の差の1/4(1

万円未満切捨て)を、積立金の上限として選択できる<sup>19)</sup>。国が開差の3/4、漁業者の積立金の3倍の原資を供給し強力で支える。前述したように財政的には資源管理・漁業安定対策390億円のうち、漁業収入安定対策＝積立ぶらすが252億円、実に64.6%をしめる。

表4 積立ぶらす(単位:100万円、%)

漁業種類	①引受件数	参加率	②漁業者積立額	⑥払戻件数	払戻比率	⑦払戻補填金	収支差
採貝・採藻	198	108.1	283	2	1.01	8	275
	218	102.3	331	65	29.8	334	-3
漁船漁業	6,271	68.5	954	465	7.41	562	342
	6,640	73.6	1,024	3,709	55.8	2,020	-996
	165	85.9	1,552	49	29.6	443	1,109
	175	93.5	1,909	82	46.8	2,846	-937
	133	95.6	168	2	1.5	6	162
	143	97.2	209	51	35.6	185	24
	929	108.4	1,187	286	30.7	631	556
	1,015	120.9	1,312	387	38.1	1,343	-31
	448	105.9	507	119	26.5	496	11
	599	106.3	585	325	54.2	1,148	-563
	195	71.6	190	14	7.17	57	133
	247	83.1	235	134	54.2	460	-225
	211	67.4	472	22	10.4	92	380
	252	76.3	538	119	47.2	736	-198
	513	70.7	471	80	15.5	150	321
686	80.0	511	407	59.3	842	-331	
計	8,865	73.4	5,499	1,037	11.6	2,437	3,062
	9,757	79.7	6,324	5,214	52.4	9,579	-3,255
定置漁業	898	57.2	1,823	281	31.2	2,170	-357
	980	64.7	1,907	322	32.8	1,450	457
	307	87.4	1,170	64	20.8	715	455
	320	92.7	1,166	166	51.8	1,760	-594
	708	80.4	322	109	15.3	201	121
883	94.2	396	452	51.1	745	-349	
計	1,913	106.1	3,314	454	23.8	3,087	227
	2,183	116.3	3,468	940	43.0	3,954	-486
合計	10,976	78.1	9,096	1,493	13.6	5,531	3,565
	12,158	84.8	10,123	6,219	51.1	13,867	-3,744

注1) 上段→2011年度、下段→2013年度

2) 参加率: 積立ぶらすの参加率→積立ぶらすの引受件数/漁獲共済の引受件数(表2)

3) 払戻比率: ⑥/①

4) 収支差: ②-⑦、⑦には国庫分を含む

表4により漁業者積立額を概観すると、漁船漁業では金額順にまき網→底曳網→小型合併と並ぶが、漁船漁業よりも定置漁業の地位が高い。サケ定置はまき網を上廻り、業種別にはNo.1、大型定置も底曳網とほぼ肩を並べる。表2の漁獲共済の引受件数と対比させ、積立ぶらすへの参加率を算出した。例外なく2011→13年に参加率が上昇したが、ある程度バラつきがある。サケ定置、小型合併、カツオ・マグロが6,7割台であるのに対し、それ以外の参加率は8,9割に達する。また漁獲共済の漁協または団体による集団契約では、1件に複数の漁業者を含むが、積立ぶらすは1件=1人の個人契約なので、採貝・採藻、底曳網、船曳網の加入率が100%をこえる。

積立ぶらすの引受・払戻件数を対比すると、2011→13年に払戻比率を急上昇させた業種が多い。13年には損害=減収がなお確定せず、払戻件数・補填金としていまだ計上されていないケースがかなり含まれていると思われる

が、それでも件数・金額ともに急増している。小型合併・船曳網・その他大型定置・小型定置が、さらに漁船漁業全般でも5割以上が払戻をうける。それ以外の業種も3~4割台である。積立金から補填金を差引いた収支差をみると、サンマ棒受網のわずかを除き13年ではすべてマイナス、積立ぶらすが漁業者にとりいかに有利であるかが一目瞭然である。

漁業共済・積立ぶらすにはアンケートによる意向調査がある。A. 農中総合研究所(2013)の2012年11月における151漁協(岩手・宮城・福島・茨城県を除く)に対する、B. 漁済連(2012)の2012年6~7月における各県の共済組合の出資漁協に対する、調査である。

Aは漁業共済・積立ぶらすに対して、今後の加入予想一①大幅増加、②現状のまま、③減少、④その他一と、8割以上にのぼった②・③の理由(複数回答)を尋ねている。漁業共済(積立ぶらす)では①=5(9)、②=120(115)、

③= 15 (9)、④= 8 (16) がその結果であり、①・②の理由としては、⑤「掛金の拠出が困難」= 57 (47)、⑥「小規模漁業者に魅力が乏しい」= 46 (48)、⑦「加入メリットを感じていない」= 37 (37)、⑧「現時点で加入率が高い」= 37 (36)、⑨「全員加入が成立しない」= 37 (0)、⑩「漁業を廃業する人が増加」= 25 (0)、が主な回答である。⑧は別として、沿岸漁業層・109,022 経営体のうち販売金額 300 万円未満が 57,711、過半をしめる (2008 年漁業センサス) ことを思えば<sup>20)</sup>、⑤が最大の理由であることは⑩を含め理解できる。⑥⑦は全般的な無関心の表明であるかもしれないが、漁業者にとって漁業共済がきわめて有利であることは既述のごとくである。⑨は全員加入の義務加入でなければ、掛金補助が半減するからである。積立ぶらすでは⑤・⑥・⑦・⑧が漁業共済と共通するが、⑪「資源管理計画」の策定が困難= 16・⑫「資源改善計画」の策定が困難= 12 が新たに登場する。これは次に述べる。

B では漁業共済の未加入理由 (650 漁協の複数回答、合計 1,109) を尋ねている。1' 「地域の賛同」= 385、2' 「掛金が高い」= 339、3' 「漁獲金額等が把握できない」= 256、4' 「保証水準が低い」= 182、5' 「生産金額が安定している」= 99、6' 「加入推進を受けていない」= 85、が主な結果である。2' は A の⑤と対応し、4' は⑦の反面かもしれない。最大理由である 1' は⑨と同様であるが、3' は漁業者よりも漁協サイドの事情ではなかろうか。

積立ぶらすを利用するには、前述したように漁業共済に一定割合以上の契約割合をクリアする必要があるが、クリアしなかった理由および、契約割合をクリアし共済掛金の追加補助を受けたが、積立ぶらすを利用しなかった理由を B は尋ねる。以下ともに漁獲共済の結果であるが<sup>21)</sup>、前者 (236 漁協の複数回答・合計 361) では、2' 「掛金負担が重く、

最低契約まで引上げ困難」= 117、7' 「メリットを感じない」= 101、8' 「資源管理計画の作成が困難」= 44、9' 「履行確認の作業が困難」41、10' 「事務が煩雑」8 (以下略) と続く。同様に後者 (262 漁協の複数回答・合計 391) では、11' 「積立金の負担ができない」= 141、12' 「経営規模が小規模」= 110、13' 「払戻の判定ラインが低い」= 53 (以下略) と並ぶ。

A・B いずれも掛金・積立金負担が、漁業共済および積立ぶらすに対する現状のまま・減少、あるいは未加入・未利用の主要な理由であり、小規模経営が影響している。しかし追加補助を含め国庫補助が手厚く、積立金も 3/4 を国が負担する。また資源管理計画の手続きが煩雑なことは、積立ぶらすの発足時—旧型—から指摘されているが、それが定着するまでは、モラルハザードをひき起こさないためにやむをえないであろう。実際、表 1・2・4 からわかるように、漁業共済・積立ぶらすは順調に拡大し、加入率も上昇している。漁業共済・積立ぶらすとしてなし得る措置が残されていないわけではないが<sup>22)</sup>、むしろそれよりも漁業経営力の強化・底上げ自体を追求する必要がある、それは別個の政策課題であると言わなければならない。

## 2) 資源管理

水産庁は 2011 年度から資源管理指針・資源管理計画を導入したが、それを漁獲共済・積立ぶらすが下支えする。国または都道府県の資源管理指針に基づいて、関係漁業者が資源管理計画を作成し、国・県の確認・認可をうける。休漁・漁獲制限・漁具制限等の資源管理措置の実行・順守を資源管理協議会 (国・県、漁業者団体、共済団体、有識者により構成) が、操業日誌・仕切伝票などの証拠書類により履行を確認する。

表 5 資源管理計画

	漁業種類	参加隻数 または計画数	許可隻数	管理措置
大臣 管理	沖合底曳	343	328 (104.5)	A ~ E, G
	大中型まき網	78	74 (105.4)	A・B
	遠洋マグロ延縄	71	270 (26.2)	A
	近海マグロ延縄	120	306 (39.2)	A
	遠洋カツオ一本釣り	37	43 (86.0)	A
	近海カツオ一本釣り	34	45 (75.5)	A
	太平洋サンマ	158	160 (98.7)	A
	イカ釣り	108	116 (93.1)	A・B
	その他とも計	1,023	6,504 (68.0)	
	知事 管理	採貝・採藻	185	/
釣り		369	A・B・C・G	
延縄		261	A・C・E・F・G	
刺網		392	A・C・D・E・G	
底曳網		293	A・B・D	
まき網		63	A・C・E	
定置網		527	A・B・D・F・G・H	
その他とも計		2,289		

注 1) 2013 年 3 月末現在。許可隻数は 2012 年 8 月 1 日現在。

( ) は参加隻数/許可隻数 (%)。

2) 知事管理・：業種ごとの計画数。複数業種を同一計画にまとめている場合は、業種ごとにわけてカウント

3) A：休漁、B：漁獲量制限、C：漁獲物制限、D：漁具制限・改良  
E：区域制限、F：操業時間制限、G：種苗放流、H：漁場造成・保全

出所：水産庁「(参考) 資源管理計画作成状況について (平成 25 年 3 月末現在)」

2013年3月末における資源管理計画の作成状況、つまり計画数・参加者・計画参加者の漁獲量が漁獲量全体に占めるカバー率(%)が判明する。大臣管理漁業=14漁業種類・1,023(許可総隻数1,504隻の68.0%)・カバー率89.2%、知事管理漁業=1,691件・56,933経営体(県報告の総経営体数116,341件の48.9%)・カバー率70.0%、両者は全漁獲量の77.8%をしめる。全漁業者が資源管理に参画するよう推進するが、主要な漁業種類ごとに大要を掲げれば表5の通りである。

漁獲努力量を直接制限するA・B・Fのうち、Aが大臣・知事管理のすべての業種に共通し、Bも沖合・小型底曳・大中型まき網等広汎に見られる。Fは定置網のみである。D・Eなどは、直接にはないが漁獲努力量削減につながり、底曳・定置などが実施する。他方資源増大をはかる種苗放流はほとんどの業種が試み、資源造成を定置網が行う。漁業種類から接近すると、沖合底曳・大中型まき網では複数の資源管理計画の参加船があり、サンマ漁業・イカ釣りでも参加率が高い。近海を含め200海里以遠海域の比重が大きいカツオ・マグロでは、両者の参加動向が対照的である。知事管理漁業は一部を除き沿岸漁業であるが、休漁に加え、採貝・採藻、釣り、延縄、底曳網、定置網が個人・地区・グループごとに漁獲量制限を掲げる。定置網が総じて資源管理に積極的であるように見える。

大臣・知事管理漁業をあわせ、資源管理計画の参加者の漁獲量は全体の8割近くに及ぶというが、それでは漁獲共済・積立ぶらす資源管理にどのように寄与しているのだろうか。積立ぶらすの加入要件が漁業共済の実質加入・資源管理計画の参加・履行であることはくり返さない。

TAC魚種であるマサバの北部太平洋海区においては、2011年から休漁・操業日数制限・操業時間制限などの資源管理計画に取り組んでいるが、参加者の動向は以下の通りである〔水産庁(2012)〕。20トン未満の北部まき網漁業(大臣認可)の9統のうち漁業共済を8統が、積立ぶらすを7統が利用し、後者の4統は2011年以降新たに加入した。また千葉・静岡の知事許可まき網漁業18統のすべ

てが共済および積立ぶらすを利用する。千葉・神奈川・静岡の釣り、すくい網漁業等29隻中、共済契約が28隻、積立ぶらすが22隻、19隻が新規加入である。

中央水産研究所・水土舎(2013・2014)には、表題のように漁業共済・積立ぶらすによる経営安定対策が、資源管理・漁業経営にいかにかに寄与したかが検討されている。そのなかから、沿岸漁船漁業を代表する小型合併の事例を紹介しよう。小型合併の過半をしめる一般型(後掲表6参照)は、表5では刺網・釣り・延縄の資源管理計画に含まれよう。釧路市東部漁協のホッキガイ桁網漁業者の事例では、もともと全業者が漁獲共済に加入していたが(2008~10年度=6、11・12年度=1名休漁中により5)、新制度が始まった2011年に1・12年に2漁業者が積立ぶらすに加入した。漁獲量制限・サイズ規制・休漁日などにより漁獲金額が減少するリスクが減り、漁業者自身が漁獲限度量を設定し、漁獲共済・積立ぶらすが長期的経営安定に寄与している。

石川県漁協すず地区の底曳網・小型合併(底曳型)においては、9.7トンの7隻、4.9~8.5トンの10隻がズワイガニ・カレイを対象にするが、漁獲共済・積立ぶらすに全漁業者が加入し、不漁等により収入が減少した場合でも資源管理措置を継続的に強め、経営安定化に貢献している。

ここでは小型底曳網漁業の1隻あたり平均の売上金額・漁労支出の貴重なサンプル調査の結果があり、以下の通りである。2011・12年平均の売上金額=32,566千円(以下、千円を略す)、漁労支出合計=29,299、そのうち共済掛金=362、積立ぶらす積立金=351、漁労所得=3,267、所得率=10.0%(3,267/32,566)。共済掛金・積立ぶらす積立金合計=713は漁労支出の2.43%にすぎないが、漁獲共済・積立ぶらす支払=3,629をうけ取る。それは漁労所得を上回るのである。

資源管理・収入安定対策による経営支援が、資源管理に対する期待を強め、2013年度にはメスガニの漁期短縮・ミズガニ漁獲の全面自粛の合意をえることができた。両者がTAC管理下にあるズワイガニにおいて、長年にわたる懸案であることはよく知られていよう。

表6 漁獲共済の加入率（階層別・業種別、2013年 単位：100万円、％）

	対象金額	共済限度額	共済金額	契約割合	加入率
採 貝 ・ 採 藻	18,627	15,074	12,724	84.4	80.9
10 トン 未 満	170,745	79,998	58,364	72.9	46.8
小 型 合 併	153,292	65,269	46,886	71.8	42.5
底 曳 型	26,857	13,682	10,339	75.5	50.9
特 定 型	11,751	9,029	5,855	64.8	76.8
一 般 型	101,584	34,774	25,032	71.9	34.2
船 曳 型	13,098	7,783	5,658	72.7	59.4
底 曳 網	6,153	5,159	4,052	78.5	83.8
ホ タ テ 貝 桁 網	4,542	4,226	3,471	82.1	93.0
10 ～ 20 トン	159,673	105,268	70,098	66.5	65.9
ま き 網	26,457	14,382	9,768	67.9	54.3
底 曳 網	16,485	12,980	9,369	72.1	78.7
ホ タ テ 貝 桁 網	30,539	27,764	21,555	77.6	90.9
船 曳 網	15,715	13,154	9,135	66.9	86.4
カ ツ オ ・ マ グ ロ	20,021	15,036	6,488	43.1	75.1
20 ～ 100 トン	66,548	47,144	31,574	66.9	70.8
ま き 網	27,030	21,149	12,774	60.4	78.2
底 曳 網	15,086	13,274	11,489	86.5	87.9
船 曳 型	12,907	5,358	2,627	49.0	41.5
カ ツ オ ・ マ グ ロ	5,321	2,234	876	39.2	42.0
100 トン 以 上	140,404	100,681	29,974	29.7	71.7
ま き 網	40,067	34,943	9,595	27.4	87.2
サ ン マ 棒 受 網	10,955	9,885	5,955	60.2	90.2
底 曳 網	26,935	21,680	5,512	25.4	80.4
イ カ 釣 り	9,118	4,009	1,388	34.6	43.9
カ ツ オ ・ マ グ ロ	50,227	27,854	6,424	23.0	55.4
漁 船 漁 業 計	537,372	333,092	190,012	57.0	61.9
サ ケ 定 置	48,729	48,181	40,519	84.0	98.8
大 型 定 置	33,624	28,573	22,313	77.7	84.9
小 型 定 置	19,764	10,477	8,129	77.5	53.0
定 置 漁 業 計	102,118	87,232	70,862	81.2	85.4
合 計	658,118	435,400	273,599	62.8	66.1

注1) 2013年11月現在

2) 加入率：対象金額／共済限度額（本文参照）

## 第5章 結 語

漁業共済・積立ぶらすを軸とする漁業経営安定対策は、当初から議論されていたように<sup>23)</sup>、所得政策・経営政策として積極的に漁業所得の上昇を企図していたわけではない。しかしながら、これという価格政策を経験したことのない水産政策が、個別経営の経営安定政策に踏み込んだ意義は大きい。それは農業とは異なり既存の漁業共済制度を活用して推進され、本論もそれに応じて漁業種類を手がかりに制度的検討をすすめてきた。経営安定対策が漁業共済をベースに、これまで水産政策の柱であった資源管理を組みこんだことは重要である。資源管理政策が従来、どういう成果をあげてきたかは必ずしも明確ではないが、最大の経済的目標が、先取り競争の規制によるコストダウンにあることは確かである。本節ではそれを念頭におきながら、漁業共済の加入率を検討することにより、漁業経営安定対策に接近したい。

共済金額の上限である共済限度額は5中3平均額から経費率を除いて算出する。おおむね純生産額と見なしてよいが、それが漁業生産額にしめる比率＝加入率は、漁獲共済が現実の漁業生産にどこまで浸透しているかを表現する指標と考えられる。また資源管理計画は漁業者が積立ぶらすを漁業経営にいかにか受け入れ、どういう成果を期待してい

るかを示唆しよう。冒頭で述べたように、水産基本計画は、漁業生産総額のおおむね9割を漁業共済・積立ぶらすの加入者がしめることを目標とする。以下、第4章までの漁業種類別検討をもう一步おし進め、トン数階層別加入率を検討しあわせて契約割合にも注意を払い、本論を締めくくっておきたい。

表6のトン数階層を主とし従来の業種別検討をかみあわせるが、対象金額は漁業生産額の近似値と考えられる<sup>24)</sup>。また2014年3月末の計数である表2とは少額のズレがあるが、全体的議論には影響しない。

まず10トン未満の沿岸漁船漁業＝漁家の加入率は5割未満、7割前後である10～20トン・20～100トン・100トン以上の沖合遠洋漁業＝企業経営とは有意差がある。10～20トンは沿岸漁業の延長と見なせようが、沖合漁業中下層の20～100トン、沖合漁業上層および一部に遠洋漁業を含む100トン以上を大観すると、おおむね契約割合を低下させながら、漁船規模の拡大につれて次第に加入率を高めている。沖合漁業の最低位にある10～20トン＝65.9%にしても、沿岸漁船漁業よりも19.1%、その中核である小型合併よりも23.4%高位にある。

最も零細な船外機等の採貝・採藻が加入率8割以上を記録するのは、漁協自営契約または集団契約により、個人ではなく漁協単位で加入するからであろう。定置漁業は漁獲

共済のなかで加入率最高、とくにサケ定置が驚異的である。採貝・採藻と並んで、両者は水産基本計画に掲げる加入率目標＝9割にかなり近づき、サケ定置は上廻る。ここでも漁家の比重が大きい小型定置は、5割を少しこえる程度にとどまる。

複数漁業を漁家経営として一括する小型合併の4タイプを、沿岸漁業の代表にとり出した。底曳型・船曳型は各々を主とし、特定型はまき網、棒受網によるサンマ漁獲、釣りによるイカまたはブリ漁獲、漁獲総額の過半がサケ・マスの4者を主とし、一般型は以上の3タイプ以外を指す。3割半ばから7割半ばまで、加入率のバラつきが大きく、過半を制する一般型が最低位である。10トン未満では多様な漁業種類のうち、小型合併以外には金額の大きい底曳網・貝桁網を掲げたが、両者ともに8・9割＝最高位の加入率である。

10トン以上＝企業経営では底曳網の加入率が高い。沿岸漁業から沖合漁業下層の小型底曳、沖合上層に至る沖合底曳が、契約割合を含め高位にある。小型合併の底曳型は加入率・5割にとどまるが、全般に底曳網は漁獲共済に適合的なようである。まき網も知事許可から大臣許可まで、沿岸の小型まき網から沖合中下層の中小型まき網、最上層の大中型まき網に至るまで、海面漁業全般に分布する。100トン以上において、契約割合が6割台から2割台に急落するけれども、加入率は5割台から9割近くまであがる。カツオ・マグロは沿岸近傍の10～20トンでは7割台の高位にあるが、近海・遠洋に進出するにつれ契約割合をさげ、加入率も沿岸漁業なみの4・5割台に低下する。サンマ棒受網とイカ釣りは表6では100トン以上のみに登場するが、契約割合・加入率ともに全般にサンマは高くイカは低い。

積立ぶらすの加入要件である契約割合は、前述のように20～100トン＝30%以上、100トン以上＝20%以上である。100トン以上では積立ぶらすに加入し漁業共済掛金の追加補助をうけるとともに、他方共済掛金を低額にする事情が働いているようである。

水産庁発表によれば、2013年度末の漁業共済および積立ぶらすの加入率は各々69%・61%、これは新型の積立ぶらすがスタートした2010年度末の漁業共済の加入率＝54%をはるかに上廻る。養殖業を除く漁獲共済に限れば、2010年度末の51.2%が11年度末に62.2%にはねあがり<sup>25)</sup>、2013年11月には66.1%である(表6)。漁業分野のみの積立ぶらすの加入率が不明なのは残念であるが、2011→13年度の引受件数・漁業者積立額増加率がともに1割をこえ、漁獲共済の引受件数・共済金額の増加率を上廻る(表2・4)。

2011年以来3年近くの漁獲共済・積立ぶらす―漁業経営安定対策―の経過は順調な推移をたどっていると評価できよう。表6は全般に沖合漁業―とくに上層―の加入率高位、沿岸漁業―小型合併―の低位を物語る。積立ぶらすの導入とともに、中小資本中上層の加入率が次第に高まっているようである。圧倒的大多數の沿岸漁家の加入率ひき上

げが容易ではないことは前述のアンケート調査からうかがわれるが、ここで積立ぶらすへの加入要件である資源管理計画の重要性を指摘しておきたい。

表5の管理計画は間違いなく確認・履行・順守されているであろうが、それが現実にかなる実効性をもたらしているかを統計は語らない。資源管理によりコスト削減、あるいは生産規制による漁獲量減少→価格維持・上昇といった管理効果が実際に生じているかどうか定かではない。資源管理が通り一遍の「絵に描いた餅」ではなく、あるいは形式的な紙の上の話ではなく、実効性をもちうるならば、「資源管理・漁業経営安定対策」は、単なる「収入安定対策」をこえた経営政策たりうる(傍点・小野)。

もちろん資源管理の実現には、中・長期的な時間を要する。第4章の成果はあまりに優良事例・模範事例のバイアスがかかり過ぎているが、漁業共済・積立ぶらすが有効な役割・機能をはたしていることを垣間見ることができる。積立ぶらすの加入要件である資源管理計画が、本来的には想定しているはずの管理効果を経営力強化に結びつけていく、政策手段を講じなければならない。そうすれば、積立ぶらす＝資源管理・収入安定対策は、非営利の政策保険＝経済政策保険として、水産経済政策・経営政策の一翼を担うことができるに違いない。

## (注)

- (1) 水産政策をシンポテーマとした、『北日本漁業』36、2008および『漁業経済研究』54(2)、2009の諸論文を参照。
- (2) 漁業共済への加入・資源管理への取組みの現行要件に加えて、「旧制度」においては、漁特法に由来する経営改善・他産業なみの所得水準・漁業が主業で年齢65歳未満、のあわせて5要件をすべて充足しなければならなかった。
- (3) 農業と共通するが、直接支払の経済的・政策的意義は別稿を必要とする。
- (4) 木島(2011)p.21。現代資本主義において金融が財政と密接不可分な関係にあることは周知の通りであるが、水産財政の全般的分析は他日を期したい。
- (5) 小野(2014b)において、「漁業経営安定対策」を新経営政策として把握し意義づけを試みた。本稿は漁業分野に焦点をしばった、いわばその続稿であるが、可及的に同稿と重複しないように努めた。また小野(2014a)を参照されたい。
- (6) 小野(2013)第1章において魚類養殖業につき素描を試みた。
- (7) 小野(2014b)pp.39～42を参照。
- (8) 漁業共済制度全般としては、共済事業を中心とし、共済機構・実施組織、共済収支、政府との保険収支、保険特別会計といった問題がある。沿海地区漁協の

出資により都道府県の共済組合を設立し、共済組合の出資により中央団体である全国漁業共済組合連合会—漁済連—を組織する。共済組合に出資した漁協の組合員であることが共済加入の原則である。共済事業の根幹である共済限度額は漁協の販売データに基づくが、全般に漁業共済制度は漁協系統組織の一環として位置づけられよう。

本稿では機構・組織〔全国漁業共済組合連合会(2012b) pp.1～2、水産庁漁業保険管理官(2012) pp.3～4〕には必要に応じ触れるにとどめ、共済事業に直接関わる狭義の漁業共済制度を検討対象とする。時期的にも漁業共済の固有の時期、新、旧制度の積立ぶらずが上乘せされる時期と3大別できようが、ほとんど専ら新制度以降の検討に限らざるをえなかった。

- (9) 水産庁(1987)は、漁業共済制度の1984年度までの浩瀚な優れた通史である。
- (10) 漁獲共済は漁期中の漁獲収入金額が一定金額に達していない場合、その不足額につき、一定の方式で算出された金額を共済金として支払う。これは農業共済(農作物共済および蚕繭共済)について、日本で2番目に実施された収穫保険に該当する。漁獲共済では上述の「一定金額」が共済限度額—収穫金額＝ $P$ (価格)× $Q$ (収量)—であり、世界にも類例のない、他の共済・保険には見られないユニークな制度を創出したのである。
- 農作物共済では単位土地面積当たり平均基準収量に対し、収量が一定割合に達しない場合、その年度に定められた価格によって共済金を支払う。米を例にとれば、食糧制度下、米価が公定価格であったことは周知の通りである。ところが漁獲共済では漁獲量( $Q$ )が種々の魚種を含み、それぞれの魚価( $P$ )が異なる。また $P$ と $Q$ の動向は逆比例の関係にたつこともあり、漁獲量の増減が漁獲金額の増減と結びつくとは限らない。ここから共済限度額( $P$ × $Q$ )を事故判定基準とし、かつ共済金額(補償価額)の最高限度とする着想が生まれ成立したのである。
- 一般に損害保険では、火災・死亡・傷害等の事故判定基準と保険金額＝補償価額とは別に設定されている。漁業共済においても、物損保険方式である養殖共済・漁業施設共済では同様である。〔水産庁(1987)第1巻、pp.5～6・769～770〕
- (11) 以下、全国漁業共済組合連合会(2014b)による。
- (12) 沿海県のうち19県には共済組合が、20県には事務所(大阪は連絡先)がおかれ、後者には全国合同共済組合が本所として東京にある。
- (13) 限度額率は、漁獲金額にしめる平均的経費割合と漁業者の自己責任部分を総合的に勘案した計数と見なされている。
- (14) 純掛金率の基本となる基準共済掛金率の詳細な表が

水産庁漁業保険管理官(2012) pp.36～42に掲げられている。また付加掛金率の事例をあげれば、「鹿児島漁業共済組合共済規程」によると鹿児島県は0.935%である。

- (15) 義務加入では全員が加入しなければならない。このほかに連合加入・任意加入があり、前者は加入区内の当該漁業者の1/2以上が加入し、補助率は義務加入の1/2以下である。後者は2号漁業のみ、1人でも加入でき、大規模な企業経営が多く掛金補助はない。
- 契約方式に言及すると、1号漁業では加入者全員で団体を構成し、漁協が契約者となる。2号漁業では大部分が個別契約であるが、加入者の構成した団体が契約者となる漁業者集団契約もある。後者ではオホーツクのホタテガイ地まき漁業、由比のサクラエビ漁業等が知られる。
- (16) 漁船規模による国庫補助のほか、2009～2012年の経営環境変化特別対策事業による(2011年合計額・7.7百万円)、また現在も続く日韓・日中協定対策漁業振興財団による(同・473百万円)、掛金補助がある。後者は日韓・日中の暫定水域などで操業する漁業者に対する助成である。また地方公共団体等からの掛金助成もある〔全国漁業共済組合連合会(2014a)〕。
- (17) 小野(2014b)注19参照。
- (18) 真屋(1991)p.225。
- (19) 小型合併・一般型(第5章参照)の漁獲共済・積立ぶらずを、ケース・スタディとして数値例をあげ小野(2014a)において説明した。
- (20) 小野(2014b)表1(pp.20～21)。
- (21) 漁業共済未加入の理由は3共済全体の集計であるが、共済に加入したが契約割合をクリアしなかった理由、またクリアはしたが、積立金を積立てなかった理由は、漁獲・養殖・特定養殖共済ごとに集計され、本文では漁獲共済の内容を説明した。
- (22) 養殖共済の全員加入・全量加入のうち、全員加入の緩和が検討されている。また積立ぶらずの加入要件である契約割合を現行より引き下げること考えられよう。
- (23) 上田(2008)pp.30～31。
- (24) 対象金額は、各県の共済組合が沿海地区漁協に調査表を配布し、漁業種類ごとに積みあげた金額を漁済連に報告し全国集計する。
- (25) 水産庁漁業保険管理官(2013)p.9。

## 謝 辞

本研究にあたり、全国漁業共済組合連合会の古寺 建二・小野寺 愛氏をはじめとする諸兄姉からデータの提供をうけ、ご支援をうけたことに感謝する。

## 参考文献

- 1) 小野征一郎. 漁業共済の話(1)～(3). 月刊漁業と漁協: No. 611～613. 2014 a
- 2) 小野征一郎. 漁業・養殖業の現状と新経営政策の意義. 「変わりゆく日本漁業」(多田・婁・有路・松井・原田編著). 北斗書房. 東京. 2014 b: 17～53
- 3) 小野征一郎. 「魚類養殖業の経済分析」農林統計出版. 東京. 2013
- 4) 水産庁. 「漁業災害補償制度史」第1～3巻. 東京. 1987
- 5) 中央水産研究所・水土舎. 資源管理・収入安定対策を活用した資源管理の推進. 東京. 2013
- 6) 中央水産研究所・水土舎. 資源管理・収入安定対策を活用した資源管理と漁業経営について. 東京. 2014
- 7) 農林中金総合研究所. 第30回漁業系統事業アンケート調査結果. 東京. 2013
- 8) 水産庁漁業保険管理官. 漁業災害補償制度の概要. 東京. 2012
- 9) 水産庁漁業保険管理官. 漁業災害補償制度の現況. 東京. 2013
- 10) 全国漁業共済組合連合会. 漁業収入安定対策事業の未利用要因等の調査について. 2012a
- 11) 同. 「ぎよさい制度」の手引き 概要. 東京. 2012b
- 12) 同. 平成26年度漁業共済事業及び積立ぷらすに対する地方公共団体等の助成状況について. 東京. 2014a
- 13) 同. 第50事業年度事業報告書(平成25.4.1～平成26.3.31). 東京. 2014 b
- 14) 木島利通. 我が国の資源管理のあり方—資源管理・漁業所得補償対策実施によせて—. 水産振興. No. 520. 2011
- 15) 水産庁. 資源管理・漁業所得補償対策の下での資源管理や漁場環境改善への取り組み. 2012
- 16) 真屋尚生. 自由社会における相互扶助と保険—漁業共済制度の構造と機能—. 「保険理論と自由平等」. 東洋経済新報. 東京. 1991
- 17) 上田克之. 漁業経営安定対策をどう評価するか. 北日本漁業 36. 2008

資源管理・漁業経営安定対策の検討  
—漁業を中心として—

小野 征一郎

(東京水産大学(現東京海洋大学)名誉教授/農林中金総合研究所客員研究員)

**要旨:** 漁業共済の現況を漁獲共済—漁業分野—を中心に検討する。漁業共済制度は「漁業災害補償法」(1964年制定)を根拠法として、不漁や不慮の事故に見舞われたとき、保険(共済)の仕組みにより損失を補填し、漁業再生産に寄与し、漁業経営の安定に資することを目的とする。それは資源管理を要件とする積立ぷらすの前提となり、両者は漁業経営安定対策として位置づけられる。

**キーワード:** 漁業災害補償法、漁業共済制度、漁獲共済、漁業経営安定対策、資源管理